妻沼東地区地区計画

決定年月日　平成　8年1月1日
変更年月日　平成19年2月2日

名　　称			妻沼東地区地区計画
位　　置			熊谷市妻沼東一丁目、妻沼東二丁目、妻沼東三丁目、妻沼東四丁目及び妻沼東五丁目の全部
面　　積			約４１．１ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標		本区域は、旧妻沼町施行の妻沼東土地区画整理事業地であり、西側に緑道、北側に主要地方道羽生・妻沼線が接し、旧町中心市街地より東南約０．５㎞の位置にある。 区画整理事業による基盤整備の効果や良好な住宅地及び工業地としての環境が損なわれることのないよう市街地形成を誘導し、併せて居住環境の保全及び工業の利便の増進を図るものとする。
	土地利用の方針		本区域は、住宅の低密度利用を図るべき街区を主体とする。 ただし、区域東端は工業地域とし、都市計画道路年代八ッ口線沿線は沿道としての地域にふさわしい施設を誘導し、低層住宅地の環境保全を図るものとする。
	地区施設の整備の方針		土地区画整理事業により計画的に整備された道路、公園等の機能、環境が損なわれないよう維持保全を図るものとする。
	建築物等の整備の方針		居住環境の悪化を防ぐため、敷地面積の最低限度、建築物等の意匠制限を行う。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	１６０㎡
			ただし、地区計画策定時に当該規定に適合しない土地について、その全部を一つの敷地として使用する場合は、適用しないものとする。
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の壁面、屋外広告物は、周辺地域との調和を図るため、刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。
区域及び地区整備計画図は計画図表示のとおり			

妻沼東地区地区計画　　計画図（地区整備計画図）

